

議案第34号

大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について
大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 大府市健康づくり身体活動支援センター（第5条・第6条）

第3章 大府市第二レインボーハウス（第7条・第8条）

第4章 雑則（第9条・第10条）

附則

本市は、市制施行以来、「健康都市」をまちづくりの基本理念として掲げ、健康づくりに関する施策を着実に推進してきました。一方で、人生100年時代の到来や生活様式の変容に伴い、青少年期における身体活動の不足、長期欠席に係る児童及び生徒への支援の必要性の高まり、壮年期における生活習慣病リスクの増大、さらには、高齢期におけるフレイル、認知症、転倒、骨折等への対応など、市民を取り巻く環境は、一層複雑かつ多様化しています。

このような状況に的確に対応するためには、市民のライフステージ及び心身の状態に応じた健康づくりの機会及び場の充実を図るとともに、大学、研究機関、医療機関、企業、地域団体等の多様な主体と連携し、保健、医療、福祉、教育、人材育成等の分野を越えた実効性の高い施策を推進する体制の強化が不可欠です。

よって、本市は、これらの施策を総合的かつ一体的に推進する支援施設を設置することとし、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定します。

第1章 総則

（設置）

第1条 市民が健康で活躍できる地域づくりを推進するとともに、長期欠席に係る児童及び生徒（以下「長期欠席児童生徒」という。）の社会的自立を図るため、大府市健康づくり総合支援施設（以下「健康づくり総合支援施設」という。）を大府市東新町三丁目1番地の11に設置する。

2 健康づくり総合支援施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大府市健康づくり身体活動支援センター
- (2) 大府市第二レインボーハウス
(職員)

第2条 健康づくり総合支援施設に必要な職員を置く。

(入館の制限)

第3条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくり総合支援施設の管理上支障があると認めるとき。

(入館者の義務)

第4条 入館者は、健康づくり総合支援施設の利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

第2章 大府市健康づくり身体活動支援センター

(目的)

第5条 大府市健康づくり身体活動支援センターは、身体活動を基礎とした市民の健康づくり施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした中核施設とする。

(事業)

第6条 大府市健康づくり身体活動支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康づくりの支援に関すること。
- (2) 健康づくりを通じた市民の幅広い交流の促進に関すること。
- (3) 地域の健康課題の把握及び健康づくりの普及啓発に関すること。
- (4) 地域保健及び医療に係る人材育成に関すること。

- (5) 健康づくりに関する調査、研究及び実証並びにその成果の普及に関すること。
- (6) その他市民が健康で活躍できる地域づくりに必要なこと。

第3章 大府市第二レインボーハウス

(目的)

第7条 大府市第二レインボーハウスは、長期欠席児童生徒の支援に係る施策を行うことを目的とした施設とする。

(事業)

第8条 大府市第二レインボーハウスは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 長期欠席児童生徒の実態把握及び対応策の検討に関すること。
- (2) 長期欠席児童生徒の学習指導及び社会体験活動の支援に関すること。
- (3) 長期欠席児童生徒に係る教育相談に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

第4章 雑則

(損害賠償)

第9条 入館者が故意又は過失によって、健康づくり総合支援施設又はその附属施設を汚損、損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、健康づくり総合支援施設の管理及び運営に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。